

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年12月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

居住と地域社会に対する意識に関する Web 調査に係る業務委託

(2) 目 的

住居の選好理由と地域社会に対する意識の関係

世田谷区の 20 代、30 代は転出・転入ともに多いのが特徴であるが、近年 30 代転入は減少しており、転出者の数は変わらないため、転出超過の傾向が続いている。区に住んだ人がなぜ転出しているのか、については住民基本台帳データから年齢や続き柄、転出先等の分析により、仕事や家族形成にあたり転出しているのではないかと推測はできるが、本人の意識を把握することは難しい。そこで本研究では、民間事業者の登録モニターを活用したウェブ調査によりアンケート調査を行うことで、住居の選好と、コロナ禍を経て変容した価値観や区政、地域コミュニティへの関わり方など地域社会への意識との関係を明らかにすることを目的として実施する。

(3)業務内容

事業内容の主な項目は以下のとおり。

・アンケート調査の設計・実施

ア 調査方法は、インターネットを活用したモニター調査とする。

イ 調査対象は、以下の状況にある 3500 名

- ① 世田谷区在住の過去に転入してきた 20 歳以上の区民 500 名
- ② かつて世田谷区に住んでいた 20 歳以上の
特別区在住者 500 名
都内市町村在住者 500 名
川崎市在住者 500 名
横浜市在住者 500 名
その他神奈川県在住者 500 名
上記以外の区市町村在住者 500 名

ウ 未回答・誤回答、矛盾する回答等についてデータクリーニングを行うこと。

エ 個票データの提出形式は Excel で利用可能な形式とする。

オ 実施時期 令和 6 年 2 月中旬から下旬

カ 事業者選定 プロポーザルによる随意契約

キ 質問項目 年齢、世帯構成、世田谷区にお住いの際の郵便番号、現在在住の自治体(政令市は行政区)、移動のきっかけ、住宅選択の際に重要視したこと、今後の世田谷区への移動意思、何が解決すれば以前の自治体から出なかったか、本人または同居家族のテレワークの状況、地域コミュニティに関する意識、その他(自由記述)など 40 問程度

※ 横浜市、港区等で実施している調査や区民意識調査を参考とする。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日(金)まで

2 参加資格

参加表明書の提出日時点において、次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を有し東京電子自治体共同運営における格付けにおいて、営業種目「市場・補償鑑定関係調査業務」B 以上を有していること。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 評価基準

以下の内容ごとに採点方式により評価する。

審査項目	評価の視点	
業務遂行能力	業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	
	業務を円滑に実施できるスケジュールであるか。	
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。 【関連性が高い業務実績の有無や、実績から本業務の実施にあたり活かすことができる能力を有していることが類推可能か等により評価】	
業務理解	本業務の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。	
	業務内容に見合った適切な経費であるか。	
WEB調査	効果的な調査内容となっているか。 提案された調査項目は本業務の目的に沿った提案となっているか。	
企画提案	有効回答が得られやすい構成、レイアウトとなっているか。	
	調査報告書の構成	具体的な資料・データ分析結果の提示がなされているか。
	基礎資料としての見やすさ、使いやすさ等を考慮しているか。 白黒印刷でも判別可能なグラフ等を活用し、分かりやすいものとな	

その他

っているか。

仕様書に記載されていない活用可能な提案があり、またそれは効果的か。

5 手続等

(1) 事務局(各種書類提出先)

世田谷区政策経営部政策研究・調査課 政策研究担当

住所:東京都世田谷区若林5-38-1 教育総合センター2階

電話:03-5432-1543

FAX:03-5432-1534

メール:SEA01110@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間 令和5年12月20日(水)～令和6年1月9日(火)正午

場 所 上記(1)に同じ

方 法 希望者に無償配布する(世田谷区ホームページからダウンロード可)

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期 間 令和5年12月20日(水)～令和6年1月9日(火)正午(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 郵送又は持参

※ただし、郵送の場合は、受付期間内に必着するように、必ず特定記録郵便または書留郵便にて送付することとし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期 間 令和6年1月10日(水)～令和6年1月29日(月)正午(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 郵送又は持参

※ただし、郵送の場合は、受付期間内に必着するように、必ず特定記録郵便または書留郵便にて送付することとし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金: 免除

(3) 契約書作成要否: 要

(4) 関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無: 無

(5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。

(6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。

- (8)事業者からの提出物は返却しない。
- (9)区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由(審査経過等)を公表することができる。
- (10)本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (11)企画提案書類等の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で作成できるものとする。また、成果物の著作権は、区に帰属する。